

那覇市市制100周年記念事業協賛要綱

令和2年3月31日

企画財務部長決裁

(趣旨)

第1条 那覇市市制100周年記念事業(市制施行100周年の節目を、全市をあげて祝うとともに、風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとして実施する事業をいう。以下「記念事業」という。)の趣旨に賛同する法人及びその他の団体(以下「企業等」という。)が、記念事業に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が那覇市(以下「市」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 資金協賛 記念事業の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供

(2) 物品協賛 記念事業の支援のための物品(以下「協賛物品」という。)の提供

2 協賛物品は、協賛物品を提供する企業等と市が協議して決定する。なお、協賛物品には協賛物品を提供する企業等の名称、商品名等を表示することができるものとする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和3年12月31日までとする。ただし、協賛内容に応じて募集期間を変更することができるものとする。

(協賛依頼の対象者)

第4条 市は、企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込等)

第5条 協賛を行おうとする企業等は、事前に那覇市市制100周年記念事業協賛申込書(様式第1号。以下「協賛申込書」という。)を那覇市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

(協賛金の納付等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛の協賛申込書を提出した者(以下「申

込者」という。)は、市が作成する納付書により協賛金を速やかに一括して納付するものとする。ただし、第3条に規定する募集期間内で、協賛金を分割して納付することができるものとする。

- 2 市が申込者から協賛金を受領したときは、那覇市市制100周年記念事業協賛金受領書(様式第2号)を発行する。

(協賛物品の納入等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛の申込者は、市が指定する方法により、協賛物品を納入するものとする。

- 2 市が申込者から当該協賛物品を受領したときは、那覇市市制100周年記念事業協賛物品受領書(様式第3号)を発行する。

(協賛の特典)

第8条 第6条第2項又は前条第2項に規定する受領書を発行した申込者(以下「協賛者」という。)に対する特典は、協賛の金額に応じて別紙「協賛特典」のとおりとする。

- 2 協賛物品の金額は、市が協賛内容から換算する。

(協賛金の管理及び用途)

第9条 協賛金は、市において那覇市市制100周年記念事業基金への積立等により管理し、次の各号のいずれかの経費に充てるものとする。

- (1) 記念事業を周知・広報するために要する経費
- (2) 市が主体となつて行う記念事業の実施に要する経費
- (3) 那覇市市制100周年記念事業実行委員会が主体となつて行う記念事業の実施に要する経費
- (4) その他記念事業の実施に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 市長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の暴力団員若しくは暴力団員と密接な

関係を有すると認められる者

- (3) 法令又は公序良俗に反する者
 - (4) 記念事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (5) その他市長が不相当と判断する者
- 2 市長は、申込者若しくは協賛者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を受領しない、又は取り消すものとし、申込者若しくは協賛者に対しその旨通知する。

付則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(別紙) 協賛特典

(1) 資金協賛

区分	500万円以上	100万円以上	50万円以上	25万円まで
呼称名	100周年プラチナパートナー	100周年ゴールドパートナー	100周年シルバーパートナー	100周年パートナー
特典	・沖縄都市モノレール市制100周年記念ラッピング車両への企業名、又は、企業製品名の表示			
	・感謝状贈呈式（記者会見想定）	・感謝状贈呈		
	・記念事業会場でののぼり、バナー等への企業名、又は、企業製品名の表示			
	・市長応接室バックパネルへの企業名の表示 ・記念事業のうち特別事業のポスター・パンフ等での協賛表示 ・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ大) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ大)		・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ中) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ中)	・市のホームページへの企業名の掲載(サイズ小) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ小)

(2) 物品協賛

呼称名	市制100周年記念事業協力企業		
区分	100万円相当分以上	50万円相当分以上	10万円相当分以上
特典 (個別)	・感謝状贈呈		
	・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ大) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ大)	・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ中) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ中)	・市のホームページへの企業名の掲載(サイズ小) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ小)
	・記念事業のうち特別事業のポスター・パンフ等での協賛表示		

その他（協賛にあたって）

- ・企業サイト等広報媒体での本市市制100周年記念事業の協賛企業であることの表示等や市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズの活用を行ってくださいますようお願いいたします。